

令和 8 年度テーマ型募金 「あおり応援プロジェクト」助成事業実施要綱

1 趣 旨

本助成事業は、共同募金がNPO団体等（以下「活動団体」という。）と共に募金活動を行うことで、活動団体が取り組んでいる、地域の課題を解決する事業（以下「課題解決事業」という。）を広く周知するとともに、寄付者の共感や賛同に基づく寄付金により、活動団体の次年度の活動資金を確保するものです。

2 概要（仕組み）

- (1) 期間中（1月～3月）に、寄付者に対し「課題解決事業の趣旨や内容」等を丁寧に伝え、気づきや共感、理解の基に寄付を募ります。
- (2) 活動団体に寄せられた募金額は全額助成します。また、寄せられた募金額は「住民が事業に寄せる期待度」と捉え、募金額に応じた一定額を加算して助成します。
- (3) 事業計画に基づき事業を実施し、実施後は完了報告書により報告いただきます。

3 対象団体

次の要件を全て満たしている活動団体です。

- (1) 地域の社会課題を解決するための活動であること。
- (2) 課題解決事業の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として自ら募金活動に参加できること。
- (3) 原則として、青森県内で活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）であること。
- (4) 3人以上の会員で組織され、団体としての活動実績が1年以上あり、事業内容及び会計情報を公開できること。
- (5) 公序良俗に反する団体でないこと
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。

4 対象事業及び助成基準等

(1) 対象事業

1 活動団体につき1事業とし、令和9年4月から令和10年3月までに実施する「公的制度では解決できない地域課題の解決を目的とした事業」を対象とします。なお、令和9年度に市町村社会福祉協議会の「赤い羽根共同募金助成事業（NHK歳末・地域歳末を含む）」として実施予定の事業は対象外とします。

ア 地域から孤立をなくすための活動

イ 子どもの生活と子育てを支援するための活動

ウ 障害者の就労と地域生活を支えるための活動

エ 高齢者の地域生活を支えるための活動

オ 地域福祉を推進するための活動

カ 地域活性化を目的にした活動

キ 災害対策のための活動

ク 更生保護を目的にした活動

ケ その他福祉課題を解決するための活動

(2) 助成対象

原則として、課題解決事業に必要な直接的な経費（謝金、消耗品等を含む）とします。

(3) 助成額について

ア 助成額は、団体に寄せられた募金額に加算額を加えた額とします。

イ 加算額は、次の表を目安として参加3回目まで加算します。なお、参加4回目以降については加算を行わず、団体に寄せられた募金による助成となります。

※令和7年度以前より参加している団体については、経過措置として令和8年度を起算年度とします。

団体に寄せられた募金額	助 成 額
0～20 万円未満	寄せられた募金額のみ
20 万円以上	寄せられた募金額 + 加算額 10 万円

(4) 助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材作成費として、活動団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。但し、寄せられた募金額が20万円未満の場合は必要ありません。

5 応募の方法（提出先）

活動団体エントリー用紙（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて主な活動場所の市町村共同募金委員会に提出してください。※応募用紙等は本会ホームページからダウンロードできます。

6 応募期間

令和8年8月1日（土）から9月30日（水）まで

7 参加団体の決定

10月下旬頃に開催する配分委員会の審査により決定します。

8 募金活動等について

(1) 募金期間 令和9年1月1日（金・祝）から3月31日（水）まで

(2) 募金方法 専用振込用紙及び本会HPの専用ページから寄付

(3) 募金資材 活動団体と内容等を協議し、本会が専用振込用紙付きチラシを作成します。
（原則として各団体1,000枚を上限とします。）

(4) そ の 他 前日までに振込まれた募金額は団体毎に本会ホームページ上でお知らせします。

また、寄付金に関する詳細（寄付年月日、寄付者名、寄付金額等）については、1月、2月は月1回、3月は10日毎にお知らせします。

9 助成事業の変更

募金活動終了後、事業内容、総事業費、助成額に変更がある場合は、事業着手前に、第4条（3）及び（4）により算出した助成額に基づく変更申請書（様式第2号）を提出してください。

また、事業実施中やむを得ない事情により本会が承認した事業の内容を変更したい時は、速やかに本会と協議のうえ、変更申請書（様式第2号）を提出してください。

10 助成金の申請と交付

助成金の交付を受ける際は、助成申請書（様式第3号）を提出してください。助成金交付通知の後、令和

9 年 6 月に交付します。

11 助成決定の取消

次の要件のいずれかに該当する場合は、助成決定を取消し、助成金の全部または一部の返還を求める場合があります。

- (1) 本要綱に違反している場合
- (2) 提出した書類に虚偽がある場合
- (3) 助成決定した事業内容以外の事業等に助成金を充当した場合
- (4) 必要な報告を怠った場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められた場合

12 助成金の剰余が生じた場合

- (1) 事業実施後、助成金の余剰が発生した場合は、余剰額全額を本会に返還いただきますが、該当団体が翌年度に同じ内容の課題解決事業を実施する場合に限り、当該返還額を限度として再度助成を受けることができます。但し、当該団体が翌年度、本事業に参加しない場合は、本会の一般募金としての取扱とします。
- (2) 上記において、助成金の余剰額が加算額を上回る場合は、加算額相当額を差し引いた額を再助成します。

13 助成事業の完了

助成事業が完了したときは、事業年度終了後2ヶ月以内に完了報告書(様式第4号)を提出してください。

14 事業完了までのスケジュール

	内 容	時 期	備 考
1	エントリー申請	8 月 1 日～9 月 30 日まで	様式第 1 号
2	エントリー団体決定	11 月上旬	第 2 回配分委員会
3	エントリー団体説明会	11 月下旬	
4	チラシの作成	12 月	
5	募金活動実施	令和 9 年 1 月～3 月	
6	活動状況中間報告会(オンライン)	2 月中旬	必要に応じて実施
7	変更申請書・助成申請書の提出	4 月	様式第 2 号・様式第 3 号
8	課題解決事業実施	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月	
9	助成額決定・交付	令和 9 年 6 月	
10	完了報告書提出	事業年度終了後 2 ヶ月以内	様式第 4 号

15 注意事項

- (1) 本会では、10 月 1 日から 12 月 31 日まで各世帯を対象とした戸別募金、企業を対象とした法人募金及び職域募金を実施しているため、寄付者がこれらの募金と混同しないよう、十分に説明しながら募金活動を行ってください。
- (2) ポスティングやダイレクトメールなど、直接寄付者と関わることをしない募金方法は禁止します。但し、関係者(活動団体の会員、個人的な関係がある者)に対し、本事業の内容を記載した手紙等を同封して

いる場合はこの限りではありません。

16 その他

本要綱に定めのない事項については、本会関係規定等に基づき、活動団体と協議のうえ決定します。

17 問い合わせ先

社会福祉法人 青森県共同募金会

〒030-0822 青森県青森市中央 3 丁目 20-30 県民福祉プラザ 4 階

TEL017-722-2169 FAX017-722-2160

E-mail aomorikyoubou@ace.ocn.ne.jp

青森県共同募金会 HP <https://akaihane-aomori.or.jp/>